目標３　　備えと支え合いで安全・安心を育むまち（安全・安心）

施策３−１　消防・救急・救命

【目指す姿】

町民の安全・安心ニーズが高まる中、地域防災関連団体が相互に連携し、迅速かつ的確に消火・救急・救命活動が行われることで、町民の安全・安心が保障されているまちが実現しています。

【現状と課題】

■高齢者の増加及び夏季の気温の上昇に伴う熱中症患者の増加をはじめとした救急需要の増加に伴い、救急車の出動件数が増加傾向にあります。

■消防団員の高齢化に加え、就業形態の変化により、新たな団員の確保が難しくなっています。

■住宅用火災警報器が設置されていない家庭に対し、広報以外にもＳＮＳを活用するなど様々な周知方法を活用し、必要性を理解していただく必要があります。

■自主防災会活動等で救命講習を実施するなど、ＡＥＤの取り扱いが可能な人を増加させる必要があります。

【関連する個別計画】

・松田町公共施設等総合管理計画

【成果指標】

項目	2026 年（基準値）	2030 年（目標値）
救急出動件数	763 件	522 件
消防団員数（機能別消防団員含む）	122 人	122 人
住宅用火災警報器設置率	80.0%	84.3%
ＡＥＤの設置件数	41 施設	49 施設

【協働の取組】

町民	・救急車の適正利用への理解 ・消防団活動への理解、入団への積極的な取り組み ・住宅用火災警報器設置に対する理解
団体・事業者	・消防団活動や災害時の連携強化

【取組の方向性】

① 消防組織・体制の充実

■消防団詰所は松田町公共施設個別施設計画を、また小田原市消防本部所有の施設は広域消防運営計画に則り、各施設の改修や消防装備品等の充実を進めます。

■消防団の装備の充実・強化を図り、処遇の改善、自治会への協力依頼等を促進し、消防団員を確保します。

【主な事業】

⑴広域消防との連携強化

⑵消防団詰所及び車両等の適切な維持管理

⑶消防団員及び機能別消防団員の確保及び適正な組織運営

② 火災予防の推進

■町民に対し、火災予防運動に関する防火防災意識の啓発を進めます。

■イベント等における周知などにより、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、消火器の設置を促進することで、設置率を向上させます。

【主な事業】

⑴防火意識の啓発

⑵住宅用火災警報器の設置促進

⑶消火器の設置促進

⑷普通救命講習等の受講促進

目標３　　備えと支え合いで安全・安心を育むまち（安全・安心）

施策３−２　防災・減災対策

【目指す姿】

町民一人ひとりが災害から身を守るため、「自助・共助・近助・公助」の連携による地域防災力の向上と、情報伝達体制の整備や住宅の耐震化を一体的に進めることで、誰もが安全・安心に暮らせる災害に強いまちが実現しています。

※自助：自らの地域は自らが守る　　共助：日頃より地域で支えあう
近助：隣近所の人や身近な人同士が助け合う　　公助：行政による支援

【現状と課題】

■富士山噴火や南海トラフ地震など新たな災害への対策が求められています。
■ペット避難マニュアル及び防災ハンドブックの整備が進んでいない状況です。
■防災訓練の内容については、各自治会独自の訓練を実施しているものの、内容がマンネリ化しています。
■戸別受信機の無償貸付に関する周知が不足しています。
■災害時における災害時の飲料水の確保が求められています。
■避難時や救助活動時に活用できる道路の整備が必要です。
■耐震改修を一層推進するため、補助事業の継続・拡充が必要です。

【関連する個別計画】

・松田町地域防災計画
・南海トラフ地震防災対策推進計画・富士山火山避難計画
・松田町耐震改修促進計画

【成果指標】

項目	2026 年（基準値）	2030 年（目標値）
防災訓練参加者率	13.7%	19.0%
地区防災計画策定件数	6 自治会	26 自治会
戸別受信機配布率	18.2%	20.3%
木造住宅の耐震化率	72%	95%

【協働の取組】

町民	・各種災害における防災知識の習得、及び自助・共助の必要性の理解 ・災害伝達手段の確保 ・各家庭における備蓄品の確保 ・町民（建物所有者）の事業への理解
団体・事業者	・防災訓練の充実を図り、地域の実情に応じた防災活動の実施 ・地区防災計画や事務継続計画（ＢＣＴ）の策定・見直し

【取組の方向性】

① 防災体制の充実

■地域防災計画の見直しを定期的に行い、町民への周知を行います。

■新たに防災協定を追加することにより、災害時の実効性の確保につなげる一方、これまでに締結した団体においては内容を精査します。

■避難所運営マニュアル、ペット避難マニュアル及び防災ハンドブックを作成し、周知を図ります。

■富士山噴火、南海トラフ地震等の大災害に対応した取組を進めます。

【主な事業】

⑴地域防災計画の見直し
⑵防災協定の締結・見直し
⑶各種マニュアル・計画の整備
⑷避難所運営マニュアルの整備
⑸避難所等の整備
⑹情報・通信体制の強化

② 自主防災組織力の向上

■地区防災計画の作成・運用により、自主防災組織力を充実するとともに、計画に基づいた防災訓練の実施や備品の増強により地域防災力を向上します。

■防災講習会などを開催し、参加者に様々な体験をしていただけるよう内容を充実させることで、自治会の防災訓練におけるマンネリ化を防ぎます。

■町総合防災訓練の実施により、町民、自主防災組織、関係機関及び職員の防災意識を高め、災害発生直後の初動対応力の向上を図ります。

■住民一人ひとりが防災意識を高め、「自助・共助・近助・公助」の連携による地域の防災力・減災力の向上を図ります。

【主な事業】

⑴地区防災計画の策定支援
⑵町総合防災訓練の実施
⑶防災講習会の実施
⑷各家庭における災害用備蓄の促進

③ 防災施設整備等の推進

■防災行政無線を有効に活用するため、希望または聞こえづらい家庭への戸別受信機の無償貸付に関する周知を強化し、情報伝達体制の充実を図ります。また、スマートフォン等を活用した新たな情報伝達体制の整備を進めます。

■防災備蓄品の整備や飲料水の確保を図るとともに、各家庭においても必要物品を備蓄していただくよう、町民へ周知します。

■蓄電池やＥＶ車の導入など、新たな非常用電力の確保を促進します。

【主な事業】

⑴防災行政無線戸別受信機無償貸付

⑵防災備蓄品の整備

⑶飲料水や生活用水の確保

⑷蓄電池の設置やＥＶ車の導入など、新たな非常用電力の確保

⑸避難所の整備

④ 災害に強いまちづくりの整備

■災害時における避難路の確保や救助活動を円滑に実施するため、狭あいな道路の拡幅や主要な施設を結ぶ幹線道路の機能を確保する取組を推進します。

■建物の倒壊による町民の生命を守るため、耐震化に関する情報提供と普及啓発を行い、各種支援と補助制度の活用により、木造住宅の耐震化を促進します。

■地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、安全性を確保するため、ブロック塀等の正しい施工方法の普及と啓発を行います。

【主な事業】

⑴狭あい道路の拡幅整備の推進等

⑵耐震改修促進計画に基づく建築物の耐震化の推進

⑶危険なブロック塀等の安全対策・生垣設置の推進

⑷応急危険度判定士の登録・育成の推進

施策３−３　防犯対策

【目指す姿】

パトロール等の見守り活動や防犯カメラ・防犯灯の整備を進めるとともに、 町民の防犯意識の向上と地域防犯力の強化を図ることで、犯罪発生を防ぎ、夜間でも安心して通行できる、安全・安心を実感できるまちが実現しています。

【現状と課題】

■警察と連携した講座や研修会の開催による地域防犯組織の育成支援が必要です。
■防犯ボランティアや防犯指導員の高齢化に伴い、担い手が不足しています。
■学校ＰＴＡ等の学校関係者との連携強化による、登下校時の見守り強化が必要です。
■防犯に関する情報のタイムリーな共有が求められています。
■ＬＥＤ防犯灯の設置から 10 年が経過し、劣化が進んでいます。
■防犯カメラの設置数拡充が求められています。

【成果指標】

項目	2026 年（基準値）	2030 年（目標値）
防犯ボランティア団体（人数）	10 団体（133 人）	14 団体（153 人）
防犯灯設置件数	1,290 灯	1,300 灯
防犯カメラ設置件数	24 台	36 台
犯罪発生件数	270 件	230 件

【協働の取組】

町民	・防犯ボランティア等への参加・協力 ・防犯カメラの設置及び情報提供 ・防犯灯の故障や不点灯の情報提供
団体・事業者	・地域の見守り活動への参加 ・防犯カメラの設置及び情報提供

【取組の方向性】

① 防犯体制の強化・啓発

■松田警察署と連携した防犯ボランティアの育成を行うほか、地域の防犯力の維持向上のため、講習会や意見交換会を定期的に実施します。

■すぐメールまつだや松田町公式LINE等のＳＮＳを活用した周知を図ります。

【主な事業】

⑴地域防犯組織の育成支援

⑵集会・意見交換会の定期的な実施

⑵防犯パトロールの定期的な実施

⑷防災行政無線・すぐメールまつだ・松田町公式LINE等による情報発信の強化

② 安全な環境づくりの推進

■夜間の犯罪を未然に防ぐため、ＬＥＤ防犯灯の新設・更新を行います。

■防犯カメラの設置にあたっては、自治会や松田警察署と連携し地域の状況や必要性を踏まえ、計画的に進めます。

【主な事業】

⑴防犯灯の設置・維持管理

⑵防犯カメラの設置・維持管理

③ 犯罪被害者等支援

■犯罪被害者等が安心して生活を再建できるよう、相談体制の整備、情報提供、支援金の支給など、経済的な支援を行うとともに、警察や関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制の構築を進めます。

【主な事業】

⑴相談窓口の設置・運営

⑵関係機関との連携

⑶犯罪被害者等への情報提供・手続き支援・支援金の支給等

施策３−４　交通安全対策

【目指す姿】

交通安全施設の整備により利用者にやさしい交通環境を整えるとともに、安全教育を通じて町民の安全意識の向上を図り、 交通事故の少ない、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちが実現しています。

【現状と課題】

■歩車分離措置が十分でないため、通学路においても安全対策が不十分な状況です。
■高齢者ドライバーの交通事故を防止するため、交通安全啓発や安全運転指導の取組が必要です。
■自転車利用者に対して、乗車時の交通安全広報が必要です。
■交通指導隊員の高齢化に加え、就業形態の変化により、新たな隊員の確保が難しくなっています。

【成果指標】　※数値は確認中

項目	2026 年（基準値）	2030 年（目標値）
交通指導隊員	20 人	20 人
交通事故発生件数	35 件	23 件
安全な道路の延長（長さ）		

【協働の取組】

町民	・交通ルールとマナーの遵守による交通安全意識の向上 ・通学路での児童に対する交通安全啓発
団体・事業者	・従業員への交通安全教育の実施と交通安全意識の向上 ・各期交通安全運動への参加

【取組の方向性】

① 交通安全施設の整備・推進

■町内の道路について、危険箇所を解消するため、道路環境の整備を進めるとともに、交通ルールを遵守するために注意喚起看板を設置するなど、歩行者や自転車利用者、また車両運転者に注意喚起を行います。

【主な事業】

⑴交通安全施設の整備

② 交通安全教育の普及

■小学生に対する交通安全指導について、指導方法の充実・改善を図り、より効果的な交通安全教育指導を実施します。

■高齢者に対する交通安全指導の実施や、運転免許の自主返納に関することについて周知します。

■交通指導隊により、交通安全運動を実施し、運転者及び歩行者に対して交通安全を啓発します。

■防犯ボランティアに協力いただき、児童の登下校時の安全確保に取り組みます。

【主な事業】

⑴幅広い層への交通安全教育の充実

⑵交通安全運動等の実施

⑶交通指導隊員による交通安全運動の活動支援

⑷各地区防犯ボランティアによる見守り活動の実施

③ 交通事故被害者等への支援

■交通事故により身体的、精神的、経済的にも大きな被害を受けた被害者及び親族を支援するため、交通災害見舞金制度を周知します。

【主な事業】

⑴交通事故被害者への支援

施策３−５　河川・砂防・治山

【目指す姿】

河川や砂防・治山施設の整備や適切な維持管理が進められ、水害や土石流等から生命、財産を守る機能が向上しています。また、小河川・水路の改修により身近な生活環境が向上しています。

【現状と課題】

■河川内のエリアが広く、整備区域が限られるため、早急に対応することが難しい状況です。
■整備の推進に伴う地権者並びに関係者との調整については、予定よりも時間を要することがあり、スケジュール管理を徹底する必要があります。
■自然災害の発生件数が増加しています。
■これまで維持管理に協力していただいていた地域住民の高齢化が進んでいます。

【成果指標】

項目	2026 年（基準値）	2030 年（目標値）
河川・砂防・治山の整備及び河川内の環境整備に対する要望箇所整備率	100%	100%

【協働の取組】

町民	・用地取得に伴う事業への協力 ・生活環境向上に向けた水路等の美化活動
団体・事業者	・自治会による水路の美化活動

【取組の方向性】

① 河川・砂防・治山施設の整備

■施設管理者に河川等内の環境整備の継続要望、調整を実施し、安全・安心な環境整備に取り組みます。

【主な事業】

⑴県の河川整備計画に基づく大河川の豪雨対策等整備等の積極的な要望
⑵かながわの川づくり計画に基づく中小河川の効果的な整備の要望と地域の調整

② 小河川・水路の点検・整備

■小河川の定期的な点検の実施及び河川の状況の把握を行い、整備必要箇所については優先順位を付けて整備を推進します。
■豪雨前後については、現地確認などの点検を強化します。

【主な事業】

⑴点検や計画的な整備・推進